

令和4年第1回

大空町議会臨時会会議録

- ・招集 令和4年1月28日
- ・開会 令和4年1月28日
- ・閉会 令和4年1月28日

大空町議会

大空町議会会議録

1 応招議員は次のとおりである。

1番	後藤忍	7番	品田好博
2番	三條幸夫	8番	齋藤宏司
3番	上地史隆	9番	松岡克美
4番	田中裕之	10番	深川昇
5番	原本哲己	11番	松田信行
6番	沢出好雄	12番	近藤哲雄

2 不応招議員は次のとおりである。

3 出席議員は応招議員と同じである。

4 欠席議員は不応招議員と同じである。

5 会議事件のために出席した者は次のとおりである。

町 長 教育委員会 教育長

副 町 長 福祉課 参事

総合支所 長 産業課 長

会計管理者 産業課 参事

総務課 長 建設課 長

総務課 参事 建設課 参事

総務課 参事 住民福祉課 長

住民課 長 総務課 主査

福祉課 長

生涯学習課 長 生涯学習課 参事

生涯学習課 参事

6 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長、主幹

7 会議事件及び議事日程は別紙のとおりである。

令和4年第1回大空町議会臨時会議事日程

第1号 令和4年1月28日（金） 10時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 議会運営委員会審査報告
- 日程第3 会期の決定について
(諸般の報告)
- 日程第4 議案第1号 指定管理者の指定について
- 日程第5 議案第2号 令和3年度大空町一般会計補正予算（第13号）
- 日程第6 議案第3号 令和3年度大空町簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）
- 日程第7 発議第1号 水田活用の直接支払交付金の見直しに関する要望意見書

出席説明員の報告

1. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のために出席する者は次のとおり。

町長 山下英二 教育委員会教育長 渡邊國夫

2. 大空町長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

副町長 川口明夫 福祉課参事 阿部雅浩
総合支所長 田中信裕 産業課長 作田勝弥
会計管理者 平田義和 産業課参事 中村直樹
総務課長 林敏美 建設課長 高島清和
総務課参事 松川一正 建設課参事 山本純生
総務課参事 小堀弘樹 住民福祉課長 阿部征弘
住民課長 星加政志 総務課主査 安念真人
福祉課長 鈴木章夫

3. 大空町教育委員会教育長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

生涯学習課長 佐々木徳幸 生涯学習課参事 村山修
生涯学習課参事 菅野洋治

4. 本議会の事務に従事する者は次のとおり。

事務局長 藤田勉 事務局主幹 田中学

以上のとおり報告する。

令和4年1月28日

大空町議会議長 近藤哲雄

諸 般 の 報 告

《令和3年12月22日～令和4年1月28日》

- 12月22日 第16回総務厚生・第16回産業建設文教合同常任委員会
第14回議会広報常任委員会
- 1月 7日 令和4年消防出初式
- 9日 令和4年大空町成人式
- 20日 第13回議会運営委員会
第17回総務厚生・第17回産業建設文教合同常任委員会
第17回総務厚生常任委員会
第17回産業建設文教常任委員会
- 26日 第14回議会運営委員会
- 28日 令和4年第1回臨時会

(開会 10時00分)

◎開会の宣告

- ◇議 長 おはようございます。
ただいまから、令和4年第1回大空町議会臨時会を開会します。

◎会議の宣告

- ◇議 長 これから本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- ◇議 長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、議長において、8番、齋藤宏司議員及び9番、松岡克美議員を指名します。

◎日程第2 議会運営委員会審査報告

- ◇議 長 日程第2、議会運営委員会審査報告を行います。
議会運営委員会審査の結果について、委員長から報告の申し出がありますので、これを許します。
議会運営委員会委員長、齋藤宏司議員。

- ◇議会運営委員会委員長 はい、8番。おはようございます。
議会運営委員会の審査結果を報告いたします。本臨時会を開催するにあたり、1月26日に議会運営委員会を開き、会期等について協議いたしました。
本臨時会には、町長から提出されております案件が3件、議会提出案件が1件であります。
したがって、本臨時会の会期は本日1日限りが妥当であると全会一致で判断いたしましたので、その結果について報告いたします。
以上、議会運営委員会の審査報告といたします。

- ◇議 長 これで議会運営委員会審査報告は終わりました。

◎日程第3 会期の決定について

- ◇議 長 日程第3、会期の決定についてを議題とします。
お諮りします。本臨時会の会期は、先ほどの議会運営委員会審査報告のとおり、本日1日限りにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- ◇議 長 異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日限りに決定しました。

◎諸般の報告

- ◇議 長 この際、諸般の報告を行います。事務局長に報告いたさせます。

事務局長。

◇**議会事務局長** 諸般の報告を申し上げます。ただいまの出席議員は12名全員であります。

本日の会議に説明のために出席する者の職、氏名は一覧表として配付しているとおりであります。なお、職務の都合により、一部に異動がある場合がありますことをご了承願います。

本日の議事日程は、配付しております日程表のとおりであります。

前議会から本日までの議会の動向につきましては、お手元に配付しているとおりであります。

以上でございます。

◇**議長** これで諸般の報告を終わります。

◎日程第4 議案第1号

◇**議長** 日程第4、議案第1号、指定管理者の指定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部住民福祉課長。

◇**住民福祉課長** 議案書の1ページでございます。議案第1号、指定管理者の指定について。

地方自治法第244条の2第6項の規定により、指定管理者を次のとおり指定したいので、議会の議決を求める。令和4年1月28日提出、大空町長、山下英二。

記、1、施設の名称等。大空町東藻琴387番地の9、大空町東藻琴老人福祉センター。

2、指定管理者の名称等。大空町東藻琴387番地の8、社会福祉法人東藻琴福祉会、理事長、山川秀雄。

3、指定の期間。令和4年4月1日から令和9年3月31日まで。

大空町東藻琴老人福祉センターにつきましては、老人福祉法に定める福祉施設として平成7年11月に設置、開設され、町民の健康保持に関する各種相談、健康の増進及び福祉教養の向上並びに温泉入浴施設等を併設し、各種レクリエーションを総合的に提供することを目的とする町民憩いの場として、多くの町民の方にご利用をいただいております。

平成24年4月1日から指定管理者制度を導入し、現在、社会福祉法人東藻琴福祉会が指定管理者として管理運営が行われております。現在の指定管理期間は2期5年目を迎えており、今年度末の令和4年3月31日をもって満了いたしますが、現在の指定管理者である社会福祉法人東藻琴福祉会は、これまで施設を適切に管理運営しており、また、東藻琴福祉会が有する老人福祉事業の専門的技術等を有効活用することにより、効果的かつ効率的な施設運営等が行われることが見込まれることから、令和3年10月5日開催の指定管理者選定委員会において、大空町公の施設に係る指定管理者の指定手

続等に関する条例第5条第1項第1号の規定に基づき、公募によらない指名が適当であるとの意見を受けたところであります。

令和3年12月29日付けで社会福祉法人東藻琴福祉会から募集要綱に沿った指定申請書及び関係資料等の提出を受け、令和4年1月14日開催の指定管理者選定委員会において、社会福祉法人東藻琴福祉会が継続して管理運営することが適当であるとの回答をいただきましたので、令和4年度からの指定管理者候補者として選定したものでございます。

今回、大空町公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例第7条の規定に基づき指定管理者として指定を行うため、議会の議決を求めるものでございます。

なお、大空町議会臨時会参考資料の1ページに大空町東藻琴老人福祉センターの施設概要等を掲載してございますので、ご覧いただきたいと存じます。

以上、提案理由のご説明を申し上げましたので、ご審議を賜りますようお願い申し上げます。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから議案第1号、指定管理者の指定についてを採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第1号、指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第2号

◇議 長 日程第5、議案第2号、令和3年度大空町一般会計補正予算(第13号)を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。林総務課長。

◇総務課長 議案書3ページでございます。議案第2号、令和3年度大空町一般会計補正予算(第13号)。

令和3年度大空町一般会計補正予算(第13号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億9,055万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ100億7,558万1,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

繰越明許費。第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第2表、繰越明許費による。

地方債の補正。第3条、地方債の変更は、第3表、地方債補正による。

一時借入金。第4条、一時借入金の借入れの最高額に8,200万円を追加し、一時借入金の借入れの最高額を17億7,100万円とする。令和4年1月28日提出、大空町長、山下英二。

5ページをお開き願います。第1表、歳入歳出予算補正。歳入です。

11款、地方交付税に1億2,130万9,000円追加。15款、国庫支出金に2億8,576万3,000円追加。19款、繰入金から4,524万7,000円減額。21款、諸収入に1,000円追加。22款、町債に2,872万4,000円追加。歳入合計は3億9,055万円を追加し、100億7,558万1,000円とするものです。

6ページをお開き願います。歳出です。

2款、総務費に226万7,000円追加。3款、民生費に9,674万7,000円追加。4款、衛生費に790万円追加。6款、農林水産業費に506万9,000円追加。7款、商工費に4,474万6,000円追加。8款、土木費に2億2,111万4,000円追加。10款、教育費に1,230万3,000円追加。12款、職員給与費に40万4,000円追加。歳出合計は3億9,055万円を追加し、歳入合計と同額とするものです。

7ページでございます。第2表、繰越明許費です。3款1項、住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業4,372万円は、住民税非課税世帯等の生活を支援するため給付金を給付する事業。7款1項、新型コロナウイルス感染症経済対策事業1,000万円は、地域経済の活性化と消費拡大を図る省エネルギー機器等の購入を助成する事業。次の観光誘客促進事業2,256万6,000円は、観光資源などをPRし、認知度向上と誘客を図る事業。8款2項、開陽中央線道路整備事業3億288万2,000円は、国の補正予算により交付金が追加交付となったことによるものでありまして、それぞれ年度内に完了しないため繰り越すものでございます。

8ページをお開き願います。第3表、地方債補正。1、変更です。開陽中央線道路整備事業債は、限度額に8,190万円を追加し、1億8,100万円に変更しています。国からの社会資本整備総合交付金が増額となることによるものです。臨時財政対策債は、限度額を5,317万6,000円減額し、1億4,089万6,000円に変更しています。臨時財政対策債の償還に要する経費が普通交付税として増額交付となりましたことから減額するものです。いずれも起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の説明です。歳出から行いますので、14、15ページをお開き願います。

2款1項6目、財産管理費の14節、換気設備設置工事121万7,000円の追加は、大空町商工会東藻琴支所として貸与しております建物に、換気機能付きエアコンを設置するものです。

7目、企画振興費の18節、鉄道維持対策補助金5万円の追加は、JRの利用促進を図るため北海道フリーパスの購入に対して補助するものです。次の同じく18節、地域おこし協力隊起業支援補助金に100万円の追加は、任期が終了する地域おこし協力隊員の起業を支援するのです。

3款1項1目、社会福祉総務費の10節、需用費、消耗品費と印刷製本費合わせまして18万円。次の郵便料など役務費54万8,000円。12節、総合行政情報システム改修委託料163万9,000円。さらに、18節、住民税非課税世帯等臨時特別給付金8,700万円の追加は、長期化している新型コロナウイルスの影響を踏まえ、住民税非課税世帯等に対して1世帯あたり10万円を支援するものです。

3目、障害者福祉費の17節、管理備品246万4,000円は、障害者福祉センターちあふるに換気機能付きエアコンを整備するものです。

4目、老人福祉センター費の10節、修繕料117万円と次の14節、換気設備設置工事153万3,000円は、ふれあいセンターフロックスの浴室照明器具、排煙設備等の改修、さらに換気機能付きエアコンを整備するものです。

2項4目、児童福祉施設費の17節、管理備品221万3,000円は、児童センターめっちゃいんど館に気化式冷風機、児童館のんきつず館に換気機能付きエアコンを整備するものです。

4款1項1目、保健衛生総務費の14節、女満別中央病院屋根改修工事528万円は、コロナ対策としてワクチン接種等を行う同病院の改修を行うものです。

16、17ページをお開き願います。2目、予防費の18節、自費検査費用助成金20万円は、自費によりPCR検査等を受けられた方に対しまして、かかる費用の2分の1、5,000円を上限として助成するものです。

3目、環境衛生費の27節、簡易水道事業特別会計繰出金242万円は、昭和浄水場の資材倉庫解体にかかるものです。

6款1項3目、農業振興費の14節、換気設備設置工事101万5,000円は、農業構造改善センターに換気機能付きエアコンを整備するものです。

4目、畜産業費の7節、町営牧野管理検討委員会報償費15万円。8節、費用弁償9,000円。10節、食糧費5,000円。11節、傷害保険料2万円のそれぞれの追加は、町営牧場の管理運営などにつきまして、組織を設け、検討するものです。次の10節、食糧費345万円、印刷製本費13万5,000円。11節、郵便料28万5,000円。総額387万円は、生乳の廃棄が懸念される状況でありますことから、消費を拡大するため1人あたり500円分の牛乳購入券を全町民に配布するものです。

7款1項1目、商工業振興費の14節、換気設備設置工事195万8,000円は、女満別地域振興会館に換気機能付きエアコンを整備するものです。18節、大空町プレミアム商品券事業補助金943万3,000円と次の大

空町省エネルギー機器等購入推進事業補助金1,000万円は、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、事業者の経営安定と消費拡大を図るものです。

2目、観光費の11節、広告料501万3,000円は、アフターコロナを見据え、魅力ある観光資源をPRして誘客を促進するため、航空機内での広告掲載やプロモーション動画の配信などを行うものです。12節、芝桜公園誘客促進業務委託料1,755万3,000円は、入園優待券の発行、無料送迎バスの運行、夜間のライトアップなどを実施するものです。14節、朝日ヶ丘展望台防犯カメラ・カウンター設置工事78万9,000円は、朝日ヶ丘公園の展望台に防犯カメラと来訪者数をカウントする機器を整備するものです。

18、19ページをお開き願います。8款2項2目、道路橋りょう維持費の12節、町道雑木伐採委託料600万円は、雑木を伐採処理し、町道を適切に維持管理するものです。

4目、道路新設改良費の12節、開陽中央線測量設計委託料1万2,000円と、一つ飛ばしまして21節、支障物件補償費66万4,000円の減は、事業費の確定によるもの。戻りまして14節、開陽中央線改良舗装工事2億908万5,000円は、国からの交付金が追加交付となることによるものです。

6項1目、住宅管理費の14節、町営住宅内部改修工事423万5,000円は、町営住宅の室内環境を改善するため改修するものです。

7項1目、空港対策費の18節、女満別空港利用促進事業負担金200万円は、航空機の利用促進を図るツアー造成支援事業につきまして、関係自治体と連携して取り組むものです。次の航空機利用特典事業補助金47万円は、航空機を利用する町民に対しまして、片道道外5,000円、道内2,500円分の商品券を贈呈し、空港の利用と地域の消費拡大を図るものです。

10款2項1目、学校管理費の17節、女満別小学校の管理備品103万8,000円と次の東藻琴小学校の管理備品99万6,000円は、それぞれ空気清浄機、テレビなどを購入するものです。

2目、教育振興費の17節、東藻琴小学校の教材備品47万6,000円は、プロジェクタースクリーンを購入するものです。

3項1目、学校管理費、女満別中学校の10節、消耗品費5万円は、パーテーション、衛生消耗品など、17節の管理備品85万2,000円は、空気清浄機を購入するものです。次の東藻琴中学校の17節、管理備品106万8,000円は、空気清浄機とテレビを購入するものです。

20、21ページをお開き願います。4項1目、高等学校管理費の10節、消耗品費20万円は、パーテーション。次の17節、管理備品160万円は、リモート会議用ビデオカメラ、テレビモニター、換気機能付きエアコンを整備するものです。

2目、教育振興費の12節、情報機器設定業務委託料73万3,000円と次の17節、情報機器214万5,000円は、タブレット端末を購入し、設定業務を委託するものです。

7項2目、体育施設費の14節、B&G海洋センター改修工事209万円は、女満別B&G海洋センターの床を改修、また、監視カメラを設置するものです。17節、管理備品15万4,000円は、洗濯機を1台購入するものです。次の東藻琴相撲場管理費の10節、燃料費8万8,000円と光熱水費12万円は、施設利用の増によりまして不足が生じますことから追加をし、17節、管理備品69万3,000円は、給湯ボイラーを更新するものです。

12款1項1目、職員給与費の3節、夜間勤務手当9万1,000円は、大空高校寄宿舎に勤務する職員につきまして、夜間勤務手当の支給対象となりますことから追加するものです。

2目、会計年度任用職員費の1節、報酬27万3,000円と4節、社会保険料4万円は、住民税非課税世帯等への臨時特別給付金事業にかかる人件費です。

続きまして、歳入の説明をしますので、12、13ページをお開き願います。

11款1項1目1節、普通交付税に1億2,130万9,000円追加は、国の補正予算で経済対策などにかかるものとして約6,800万円、臨時財政対策債の償還にかかるものとして約5,300万円が追加交付となったことによるものです。

15款2項2目4節、住民税非課税世帯等臨時特別給付金事務費補助金268万円と次の事業費補助金8,700万円は、臨時特別給付金にかかる国からの補助金です。

5目3節、公立学校情報機器整備費補助金42万7,000円は、大空高校のタブレット端末購入にかかるもの。学校保健特別対策事業費補助金270万円は、各学校に空気清浄機、テレビなどを購入、設置に要する補助金です。

4項1目1節、開陽中央線道路整備事業交付金1億2,650万9,000円の追加は、国から追加交付による増です。

6項1目1節、地方創生臨時交付金6,644万7,000円は、新型コロナウイルス対策にかかる国からの交付金です。

19款1項1目1節、財政調整基金繰入金から4,524万7,000円の減額は、今回の補正予算の財源調整によるものです。

21款4項7目1節、会計年度任用職員等雇用保険料納付金1,000円は、住民税非課税世帯等への臨時特別給付金にかかる任用職員雇用保険料の本人負担分です。

22款の町債につきましては、第3表、地方債補正で説明したとおりですので省略させていただきます。

以上、補正予算の内容につきましてご説明申し上げました。ご審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。3番、上地議員。

◇**上地議員** 2点ほど確認をさせていただきたいと思います。

15ページの2款1項7目、企画振興費の18節、地域おこし協力隊起業支援補助金。任期終了によって起業をする方に対して100万円補正を行うということでありましたが、これについて実際に起業する話とか、考えとかをお聞きしているのか、もう少し説明をいただきたい。

そして、もう1点は17ページの上段の2目、予防費について。新型コロナウイルス感染症対策事業20万円とありますが、委員会で説明を聞いているので内容は知っております。上限5,000円ということも確認はしています。

検査場のことについて、現段階では大空町にはないということだと思いますが、今日、無料検査場の折り込みチラシが入っていました。網走では網走厚生病院アイン薬局、そしてツルハドラッグ。美幌町も同じくツルハドラッグ。小清水町が赤十字病院だったと思います。実際に近隣の市町村で感染拡大が続いているとニュースとかご覧になっていると思いますが、小清水町に至っては役場の機能がもう麻痺している状態になっていると。大変苦しい状況であると。一応検査のほうは要予約ということではありますが、実際に大空町の方も感染者が出てきています。近隣の自治体で感染者が増加している中、なかなか検査を受けられないのではないかと、そのような心配もしていますし、私たちの町は空港、そして鉄道もありますし、やはり検査場とかもしっかり考えるべきじゃないかと。

そして、予算額ももう少しきっちりつけたほうがいいのではないかと。

そのような心配をしていますが、この2点について、お考えを聞かせていただけたらと思います。

◇**議 長** 小堀総務課参事。

◇**総務課参事** ただいま上地議員からいただきました質問のうち、私からは地域おこし協力隊起業支援補助金について、ご答弁申し上げます。

現在、大空町内で活動しております地域おこし協力隊員が3名いるところ、そのうち1名が今年度末、3月末をもって退任しまして、4月から大空町内で起業して事業を開始する予定がありまして、この起業を町で支援するために今回計上したものでございます。

この補助金ですけれども、一般財源となっておりますが、全額、今年度の特別交付税措置の対象となるものでございます。それについてもう少し説明申し上げますと、平成21年に総務省が制定しました地域おこし協力隊推進要綱、その中で財政措置について規定されております。そこでは、地方自治体がこの要綱に基づいて地域おこし協力隊の推進に取り組む場合の経費について、上限はありますが、特別交付税措置を講じることということで義務的な規定がなされております。該当する経費は、大きく分けますと5つありますが、その中の一つに隊員等の起業、事業承継に要する経費というものがあり、今回これに該当するというものでございます。もう少し具体的に言いますと、隊員が任期終了の前後1年以内に活動地と同一の自治体、つまり今回

は大空町ですが、そこで起業する若しくは誰かから事業を引き継ぐといった場合には、その隊員1人あたりに100万円を上限として、特別交付税措置を講じると規定されております。前後1年と言いましたけども、令和3年度に限りましては、任期終了後が2年以内となっておりますので参考までに申し添えます。

必要経費ですけれども、総務省の要綱の例示としましては、設備費、備品費、土地建物賃借費、法人登記に要する経費、知的財産登録に要する経費、マーケティングに要する経費、技術指導受入に要する経費というものがございまして、今回のケースですと事業に要する備品購入経費として約130万円ほどということで報告を受けているところでございます。

参考までに、特別交付税措置を講じることと規定されているその他の経費ですが、隊員の募集等に要する経費として自治体あたり上限200万円。協力隊インターンの実施に要する経費として自治体あたり上限100万円。隊員の活動に要する経費として隊員1人あたり470万円が上限と。それから任期を終了した者が引き続き定住するための空き家の改修に要する経費として、金額ではなくて措置率0.5ということで規定されておりますことを参考までに申し添えます。

答弁は以上です。

◇議 長 鈴木福祉課長。

◇福祉課長 17ページの自費検査費用助成金についてのご質問をいただきましたが、議員がおっしゃったとおり、今、非常に検査が逼迫しているというようなことで聞いております。また、検査キットなどについてもなかなか手に入りにくいとも言われているところでございます。

まず、検査のあり方ですが、委員会の時の説明でも申し上げましたように、コロナウイルスの検査には、まず第一にコロナが強く疑われる場合などに行う行政検査と言われるものがございまして、それにつきましては近隣では、網走厚生病院、小清水赤十字病院、それから町内の東藻琴診療所でも行政検査を一部実施できるということになってございます。

それに加えて、今、感染拡大時の一般検査ということで、都道府県が実施をしております無料検査というものがございます。こちらは、北海道でも実施されておりますが、実施できる場所が先ほど議員もおっしゃったとおり、小清水赤十字病院というところで重複している部分がございます。今、感染が非常に拡大している状況の中にあって、行政検査であれば保健所などが主体的に、また医療機関が中心となり、行政検査ですねというふうにさばいていっているわけでありまして、このような厳しい状態に陥ると無料検査も行政検査も、とにかくまずはそちらのほうで受けられるところを探していくということになってくるのかなと思っております。今は正直申し上げて、保健所で実施している区分というのでしょうか、検査を分けるところについても行政検査と無料検査との振り分けがなかなか難しいような状態もあるんじゃないかなと思っております。

そういった中で、今回、提案をさせていただきます自費検査につきまして、行政検査や無料検査を優先するのがまず1番だと思っておりますけれども、それでもなお拾えない部分をカバーしていこうという制度でございまして、予算規模、先ほどおっしゃったのが全体の規模の話なのか、単価のお話なのか分からないですけれども、単価のお話だとすれば、これはやはり先ほど申したように、そもそもの行政検査ですとか無料検査というものをまず最優先に考えていくべきということでもありますので、今は正直申し上げまして現時点では、そちらのほうを優先されていくのであらうと思っております。

こちらの制度、5,000円上限の2分の1というような仕組みをつくりましたけれども、少し感染が落ちついてきたときに、自分で行動しようと思ったときに、例えば検査キットを購入して陰性を確認したいというようなことの場合にお使いいただくことなども想定しまして、非常に対象を幅広くとっております。自分で購入した検査キットですとかも補助するというふうに考えているものですから、例えば自己の都合で出かける場合などにも補助対象とすることを考えると、1件5,000円を上限という考え方にしたところでございます。

なお、予算の総額につきましては、今年度見込まれる分を20万円計上しておりますけれども、残りの部分については、新年度のほうで計上する予定で準備をしているところでございます。

◇議 長 3番、上地議員。

◇上地議員 はい、3番。1点目の地域おこし協力隊については、内容のほうもお伺いしたので、よろしいです。

2点目について、もう一度確認したいのは、行政検査、無料検査ということで、実際に東藻琴診療所で行っているということもお聞きをしました。そして、今後、民間の検査も進めていくと。感染が落ちつきだしたとしたらということでありましたが、やはり、民間の検査についても、どこでどういうふうにやったらいいか、なかなか住民の方も分かっていないところもあると思いますし、私自身、どういうふうに進んでいくのか分かっていない部分もありますので、今後しっかり周知などに努めていただけたらと思います。

以上で終わります。

◇議 長 鈴木福祉課長。

◇福祉課長 ご意見いただいたとおりだと思っております。まず、道の無料検査につきましては、それぞれの医療機関ですとか薬局、そういったところが自ら北海道に申し出て、認定を受けて、公費の無料検査対応を行うということになっておりますので、そういったところの情報は北海道でも公表されておりますので、随時、町としても情報をチェックしながら、こういったところに検査がありますよといったような情報は、皆さんにお知らせできるように努めてまいりたいと思っております。

よろしく願いいたします。

◇議 長 そのほか質疑ありませんか。2番、三條議員。

◇三條議員 はい、2番。何点かお聞きしたいと思います。

15ページの住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業。これは繰越明許費ですけれども、支給の時期というのはおおよそいつぐらいになるのか。おおよその計画を立てているのであれば、お聞かせいただきたい。

それから同じく15ページ、女満別中央病院屋根改修工事の中身をお知らせいただきたいと思います。屋根のシートなのかトタンの部分なのか分かりませんが、冬工事になりますので、その辺の中身を教えていただきたいと思います。

17ページの町営牧野管理検討委員会報償費ということで15万円計上されています。先ほどの説明では、新たにというお話がありましたが、これの中身、どういう目的でこの時期に管理検討委員会を立ち上げるのか。そこを説明いただければと思います。

それから同じく17ページの大空町省エネルギー機器等購入推進事業補助金。これも繰越明許費ということで1,000万円計上されていますけれども、この中身。委員会で説明は受けたのですが、よく分からない部分がありますので、もう一度、詳細について説明いただければと思います。

それから21ページの職員給与費の夜間勤務手当9万1,000円。高校の寄宿舎の職員に対しての支給ということで、今年の4月から勤務されていると思うんですが溯って支給するというので解釈してよろしいのかどうか。その説明をお願いしたいと思います。

以上、よろしく願いいたします。

◇議 長 阿部福祉課参事。

◇福祉課参事 三條議員の1点目の質問にお答えさせていただきます。

今後のスケジュールでございます。本臨時会におきまして補正予算をお認めいただいた後、給付金支給の実施要綱を制定しまして支給事務を進めてまいりたいと考えてございます。また、総合行政情報システムの改修を行いまして対象者の抽出をし、チェック作業を進めてまいります。

その後、2月18日頃を現在予定してございますが、町から非課税世帯へ通知をしまして、確認書の返送をしていただきます。その後、給付金の支給を予定してございます。支給開始につきましては、2月末を予定しているところでございます。

また、確認書の提出期限につきましては、町から確認書を発出しました日から3カ月ということになりますので、5月の中旬頃が提出期限になるかと思っております。

また、転入されました非課税世帯や、令和3年1月以降に家計が急変した世帯につきましては、令和4年1月31日から申請書の受付開始を予定して

いるところがございますが、申請書の提出期限につきましては、令和4年9月30日までということで期限を定めてまいりたいと予定しているところがございます。このため、令和3年度では全額支給にならないものと考えてございますので、繰越明許費として金額を載せさせていただいたところがございます。

また、申請受付後につきましては確認作業を行った後、速やかに支給をしてまいりたいというふうに考えてございます。申請の受付があったものの支給開始につきましては、2月の下旬頃を予定してございます。

以上、説明を申し上げますので、よろしくお願いいたします。

◇議 長 鈴木福祉課長。

◇福祉課長 同じく15ページ1番下の女満別中央病院屋根改修工事の内容について、ご説明を申し上げます。

中央病院の屋根の位置でありますけれども、正面玄関からホールにかけて、三本程、三角型のトップライト、天窓がございますけれども、その一部は屋外ポーチとホールにまたがっているものでございます。

内容としましては、コーキングの経年劣化によりまして、室内の雨漏りが一つ課題となっておりまして、工事としましては、既存の天窓に断熱材、木枠を組んで、その上から屋根板金で覆うというような内容になってまいります。

なお、中央病院につきましては、平成10年3月に完成をしております、もう24年目を迎えておりますけれども、町が財産として取得したのは令和元年度でございます。まだ法人が所有している段階で、平成26年でしょうか、トップライト、天窓のコーキングの施工工事、打ち替え工事というものをやっております。それが建設から16年目でありまして、現在7年経過している訳でありますけれども、ここ数年、雨漏りが始まっていたということでございまして、そのこのところを近年は防水テープで何とかしのいできたところがございます。そういった状況の中で、建設業者ですとか、屋根防水業者さんですとか、建設課も含めた中で工法を協議してまいりましたけれども、コーキング施工をもう一度やるとしても、デザイン性がすごくいいものであって、そういったところからまた数年後、同じ状態になるような懸念があるということと、そのデザイン性に優れていることから、費用もコーキングを打ち替えるにしてもそれなりにかかってしまうというようなこともありまして、今回、覆ってしまうというような工法を選んだというところがございます。

なお、中央病院につきましては、ワクチン接種の会場としても利用いたしますし、そういったところのソーシャルディスタンスの確保というところすとか、発熱者の動線確保といったようなところ、そういった体制を維持しなければならないので、環境改善というような位置づけで、今回、コロナの臨時交付金を活用して実施をしていくということでございます。

なお、この建物に手を入れるといいましょうか、そういったところの区分

といたしましては、町有財産の賃貸借契約の中で性質により内容を分けるといこととしておきまして、今回のような施設の長寿命化、機能強化といったものについては町が負担すると。それから、施設の機能維持や補修にかかるものについては法人が負担するということになってございます。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

◇議 長 作田産業課長。

◇産業課長 三條議員のご質問につきまして、2点、ご説明いたしたいと思ひます。

まず、町営牧野の管理費の中の町営牧野管理検討委員会ということでございますが、町営牧野につきましては、令和元年度に一頭あたり20円増額の料金改定を行ってございますが、金額も小さく入牧頭数も減少していることもあり、収支状況を見ると、ここ数年は毎年大幅な赤字の状況になっており、収支の改善等には繋がっていない状況でございます。

今回、補正予算を計上いたしました町営牧野管理検討委員会につきましては、これまでの入牧頭数などの利用状況や収支の状況をご説明して、今後の町営牧野の管理運営のあり方や負担のあり方などにつきましてご協議し、今後について、一定の方向性を見出したいというふうにご考へておきります。

検討委員会のメンバーといたしましては、畜産振興等の団体にかかわる役員の方々や農業に関するの方々、また、商工業などの経営などに見識をお持ちの方々などを中心に検討しているところでございます。

町営牧野検討委員会につきましては、そのような内容で実施したいと思ひておきりますので、ご理解を賜りたいと思ひます。

2点目の省エネルギー機器等購入推進事業の内容でございますが、この事業につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、大きく落ち込んでおきります消費意欲の向上及び地域経済の活性化並びに町民の環境負荷の低減に対する意識の高揚を高めるため、エネルギー機器等の購入費用の一部を助成するというふうにご考へておきります。

対象となる製品につきましては、乗用自動車、エアコンなどの家電製品、高断熱の窓などを考へているものでございます。

省エネ機器の判断の方法といたしましては、省エネルギー法で定めるトップランナー基準対象機器に規定されておきります乗用自動車、高断熱窓並びに省エネ家電製品のうち、乗用自動車の場合は、低排出ガス車認定または燃費基準達成車であること。高断熱窓の場合は、窓ラベルまたはエコガラスマークの表示がされていること。省エネ家電製品の場合は、省エネ基準達成率が100%以上であるものなどを対象にするものというふうにご考へておきります。

補助内容でございますが、1世帯につき1回の交付申請として考へておきまして、省エネ機器の購入費用の2分の1を補助をしたいというふうにご考へておきります。ただし、補助金の上限額は5万円、乗用自動車については10万円というふうにご考へているものでございます。

議決後に2月のおしらせ号などで住民の方にご案内をいたしまして、令和

5年2月末までの事業申請期間ということで実施したいというふうに考えております。

以上、ご説明とさせていただきます。

◇議 長 村山生涯学習課参事。

◇生涯学習課参事 三條議員からご質問のありました職員給与費の夜間勤務手当の部分につきまして、説明をさせていただきたいと思っております。

大空高等学校寄宿舎に勤務する職員、ハウスマスターにつきましては、公務運営上の理由によりまして特別の形態、いわゆるシフト制によって勤務しております。夜間勤務に該当する午後10時から午後11時の時間帯におきまして、正規の勤務時間として勤務しているところでございます。

大空町職員の給与に関する条例第15条におきまして、正規の勤務時間として、午後10時から翌朝5時までに勤務した職員に対しまして、勤務時間1時間あたりの給与額の100分の25に相当する金額を夜間勤務手当として支給することとされていたところでございます。ただ、4月から東藻琴寄宿舎、このハウスマスターの夜間勤務手当を支給していなかったため、速やかに支給をするために補正予算を計上させていただいたところでございます。

三條議員のご質問のとおり、4月に遡り速やかに支給したいと思っておりますので、どうかよろしくお願ひしたいと思っております。

以上です。

◇議 長 そのほか質疑ありませんか。

(「なし」の声あり。)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第2号、令和3年度大空町一般会計補正予算(第13号)を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第2号、令和3年度大空町一般会計補正予算(第13号)は、原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第3号

◇議 長 日程第6、議案第3号 令和3年度大空町簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。高島建設課長。

◇建設課長 議案書25ページになります。議案第3号、令和3年度大空町簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）。

令和3年度大空町簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ242万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億5,731万7,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。令和4年1月28日提出、大空町長、山下英二。

27ページをお開き願います。第1表、歳入歳出予算補正。歳入です。

2款、繰入金に242万円を追加し、歳入合計は3億5,731万7,000円とするものです。

28ページをお開き願います。歳出です。

1款、総務費に242万円を追加し、歳入合計と同額とするものです。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の説明ですが、歳出から説明いたしますので、34、35ページをお開き願います。

1款2項1目、簡易水道施設管理費の14節、工事請負費に242万円の追加は、昭和浄水場資材倉庫解体工事の経費となっております。

詳細につきましては、大空町議会臨時会の参考資料5ページに内容を掲載しております。

続きまして、歳入の説明をいたしますので、32、33ページをお開き願います。

2款1項1目1節、一般会計繰入金242万円の追加は、補正予算の財源調整のため変更するものです。

以上、補正予算の内容につきまして説明申し上げましたので、ご審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第3号、令和3年度大空町簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第3号、令和3年度大空町簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第7 発議第1号

◇議 長 日程第7、発議第1号、水田活用の直接支払交付金の見直しに関する要望意見書についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。5番、原本哲己議員。

◇原本議員 はい、5番。議会側議案の1ページをお開きください。

発議第1号、水田活用の直接支払交付金の見直しに関する要望意見書。

このことについて、大空町議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出する。令和4年1月28日提出。大空町議会議員、原本、田中、深川、松岡、齋藤、後藤の各議員です。

3ページでございます。朗読をもって説明に代えさせていただきます。

水田活用の直接支払交付金の見直しに関する要望意見書。

国では、令和4年度からの水田活用の直接支払交付金の見直しが行われ、今後5年間水稲の作付がされていなければ交付対象から除外される内容が示された。

北海道の各地域では、昭和40年代から生産調整に基づき、主食用米以外の地域の特色や気候に合った作物の作付を行い、主食用米の需給安定と生産者の経営安定、地域の農業生産基盤の強化に努めてきた。大空町においても、過去からの生産調整に協力し、収益性の高い作物の作付や畜産の導入などにより、地域農業の維持、振興に取り組んできた。

今回の見直しでは、主食用米の需給のみならず、小麦・大豆等の作物の需給にも影響を及ぼし、農業経営の圧迫、生産意欲の減退、離農者の増加、さらには地域経済への影響も大きく、食料の安定供給をも脅かしかねない。

よって、今後の水田活用の直接支払交付金の取扱いにあたっては、地域の意見や実情に十分配慮し、農業者の経営の安定が維持され、地域農業に混乱が起きないように慎重な対応を強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、財務大臣、農林水産大臣宛てでございます。

以上、説明申し上げましたので、ご審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから発議第1号、水田活用の直接支払交付金の見直しに関する要望意見書についてを採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、発議第1号、水田活用の直接支払交付金の見直しに関する要望意見書については、原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

◇議 長 これで本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。
以上、令和4年第1回大空町議会臨時会を閉会します。大変お疲れさまでした。

(閉会 午前11時00分)